

渋川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、渋川市内に住所を有し、渋川市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する者)又は現に児童又は生徒と生計を一にし監護している者とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 教育長が、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

(援助対象項目及び支給額)

第3条 援助対象項目及び支給額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

- 2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている場合には別表の①から④及び⑦から⑧を、同法第12条の規定による生活扶助を受けている場合には同⑥を支給対象から除く。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助費交付申請書兼同意書・委任状(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、校長を通じて教育長に提出することとする。

- 2 前項による申請があったとき、校長は、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号)(以下「世帯票」という。)を作成し、申請書とあわせて教育長に提出することとする。
- 3 前項による申請があったとき、教育長は、必要に応じて校長から所見を求めることができる。
- 4 前項による所見の求めがあったとき、校長は、必要に応じて民生委員児童委員に助言を求めることができる。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請があったとき、その内容について審査を行い認定の可否を決定するとともに、当該認定の結果を申請者及び校長に通知する。

- 2 教育長は、審査に必要な書類の提出を申請者に求めることができる。ただし、公簿によって必要事項の確認ができるときは、当該書類の提出を省略すること

ができる。

(期間)

第6条 第5条による認定を受けた者が就学援助を受けることができる期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 教育長の定める日までに、第4条による申請を受理された場合は、当該年度の4月1日から年度の末日までの期間。

(2) 前号に依らない場合は、申請が受理された日の翌月から年度の末日までの期間。

(支給方法等)

第7条 就学援助費の支給は、原則として申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。

2 就学援助費の支給は、原則として年3回（7月、12月、3月）行う。

(受給者の義務)

第8条 就学援助費の支給を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、これを対象児童生徒の就学に必要な費用に充てなければならない。

2 受給者は、第2条の規定に該当しなくなったとき、その他就学援助を必要としなくなったときは、速やかにその旨を校長を通じて教育長に届け出なければならない。

(支給の停止)

第9条 教育長は、受給者が前条第1項から逸脱した場合には、就学援助費の支給に関して必要な措置を執ることができる。

(認定の取消し)

第10条 教育長は、第8条2項による届け出を受けたとき、その他就学援助の必要がなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月2日から施行し、平成26年度第1学期支給分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定については平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

援助対象項目	定 義	支給額
		上段:小学校 下段:中学校
①学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費	11,420 円 ----- 22,320 円
②通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費（第1学年を除く）	2,230 円 ----- 2,230 円
③校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するための交通費及び見学科	1,550 円 ----- 2,240 円
④校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科	3,570 円 ----- 6,010 円
⑤修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	実費支給
⑥新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費	20,470 円 ----- 23,550 円
⑦体育実技用具費	中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意するもの又はその購入費	実費支給
⑧学校給食費	学校給食に要する費用	実費支給
⑨医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用	実費支給

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費等は、4月1日認定となった場合に支給する。
- 2 校外活動費（宿泊を伴うもの）において、当該活動に要した経費が支給額を下回った場合は、当該活動に要した経費を支給額とする。

平成 年 月 日

渋川市教育委員会教育長 様

保護者氏名	印
住所 渋川市 (アパート等名)	
〒37 - (自治会名)	
電話番号	- -

就学援助費交付申請書兼同意書・委任状（新規・継続）

平成 年度の就学援助費の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、申請にあたり、私の世帯全員の個人情報（所得課税状況等、認定に必要な情報）について、渋川市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。

- 1 対象児童生徒氏名（交付希望年度の学年を記入。小学生と中学生がいる場合は、兄弟姉妹全員を記入して、小学校に1枚提出する。）

学校名	学年	氏名	学校名	学年	氏名

- 2 就学援助を申請する理由

- 生活保護が停止または廃止された
- 児童扶養手当の支給を受けている（月 円）
- 市民税が非課税となっている
- 国民年金掛金が、減免となっている

具体的な理由（詳しく記入してください）

※本年1月2日以降に渋川市へ転入された場合は、前住所地での申請年度の所得・課税証明書が必要になる場合があります。各学校の指示に従って、証明書の取得および提出をお願いします。

3 世帯の状況（保護者を本人とし、同居者全員を記入してください。児童生徒は申請日現在の学年組も記入してください。）

続柄	氏名	生年月日	職業（勤務先）・学校名等	マイナンバー
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
住宅形態 (該当の番号に○)	1 自分の持家 2 親族等の持家に同居 3 借家（家賃 月 円） 4 アパート等（家賃 月 円）			
養育費等の援助	1 受けている（月 円）その相手（ ） 2 受けていない			

4 認定になった場合の就学援助費受領方法

認定になった場合の就学援助費は、下記の口座に支給願います。 なお、学校への納付金に滞納が生じた場合は、就学援助費の受領及び支払について学校長に委任し、就学援助費で納付することに同意します。			
保護者氏名			印
金融機関名	支店名	口座番号（七桁で記入）	名義人
		普通・当座	フリガナ

※前年度からの口座変更 無 ・ 有

※振込先の口座は、申請保護者と同じ名義の口座にしてください。

備考 この文書は、就学援助申請にのみ使用することとし、個人情報保護の観点から部外秘として必要年限保管後は廃棄する。

要保護および準要保護児童生徒に係る世帯票

整理番号		児童生徒氏名		保護者氏名		教育扶助受給の有無	有・無
家（家庭の保護状況・本人含）	続柄	生年月日	職業等	住宅の形態	家庭状況の変動	特記事項	
				(1) 持家 (2) 借家 借間			

就学援助を必要と認めるものについての校長の意見

- (ア) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる
- (イ) 学校納付金の納付状態、被服等が悪い、又は学用品、通学用品に不自由している
- (ウ) 経済的理由による欠席日数が多い
- (エ) その他（具体的に記載のこと）

上記のものを就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

平成 年 月 日

学校長 印

渋川市 教育委員会様

継続報告	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日								
学校長 印								

上記のものを { 要保護 } 児童生徒
 { 準要保護 }

として認定 { します。
 { しません。

平成 年 月 日

教育委員会の認定の事由
(変更の事由)

認定の
場 合

認定しない
又は取消し

渋川市 教育委員会 印

学校長 様

継続報告	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
認定年月日								
教育委員会印								

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（以下「支給要綱」という）第11条の規定に基づき、支給要綱に定めることのほか、要保護及び準要保護児童生徒の認定に関して必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 支給要綱第2条に規定する支給対象者とは、次のとおりとする。

- (1) 要保護者 同条第1項第1号に該当する者
- (2) 準要保護者 次のいずれかに該当し、同条第1項第2号の判定を受けた者

ア 申請者の属する世帯全員（申請者と現に同居する者、同一敷地内の別棟に居住していて生計が同一であると認められる者、並びに住民登録上同一世帯に属する者を含む）の総所得金額から保険料等を控除して12で除した額を、別表により算出した需要額の合計で除した数値が1.1以下の者

イ 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者

ウ その他、教育長が特に必要と認めた者

2 前項第2号アに定める総所得金額とは、世帯員それぞれの勤労所得以外の所得を含むものとする。勤労所得以外の所得とは、恩給・年金（ただし、遺族年金及び障害年金は除く。）・仕送り・養育費等をいう。

3 支給要綱第2条及び本条第1項により認定となった者の認定事由について、別表2に定める。

(認定判断の参考)

第3条 教育長は、前条第1項第2号ウの規定によって判断する場合、次の各号への該当の有無を参考とすることができる。

- (1) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税

ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免

- (2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当する者

ア 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者

イ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者、又は学用品、通学用品に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

ウ 経済的理由による欠席日数が多い者

(3) その他、校長又は民生委員が特に援助を必要と認める者

(支給対象者の範囲)

第4条 支給要綱第2条に規定する支給対象者の範囲は、次の要件を含むこととする。

(1) 渋川市教育委員会が区域外就学を許可した児童又は生徒の保護者のうち渋川市に住所を有しない者で、その者の市区町村から就学援助事務について事務委託の依頼があった者

附則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

第1類 基準額		第2類 基準額		冬季 基準額		教育 基準額		給食費		期 末 一 時 扶 助	住 宅	
年 齢	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	学 校	金 額	学 校	金 額	金 額	家 賃 等	金 額
	0	2	39420	2	2725	小	2150	小	4207	969	持ち家	6000
	17140	3	43700	3	3250	中	4180	中	4953		借間	3000
1～2	17140	4	45230	4	3683						0	8000
3～5	21610	5	45590	5	3825						40000	7000
6～8	27940	6	45950	6	3967						50000	6000
9～11	27940	7	46310	7	4109						60000	5000
12～14	34510	8	46670	8	4251						70000	4000
15～17	34510	9	47030	9	4393							
16～19	34510	10	47390	10	4535							
20～40	33020											
41～59	31310											
60～69	29600											
70～	26520											

別表2（第2条関係）

対象区分	認定事由
要保護者	「生活保護」
準要保護者	「2－ア」－ 所得判定（第2条第1項第2号ア）
	「2－イ」－ 生活保護の廃止・停止（同イ）
	「2－ウ」－ その他教育長判断（同ウ）